資料4



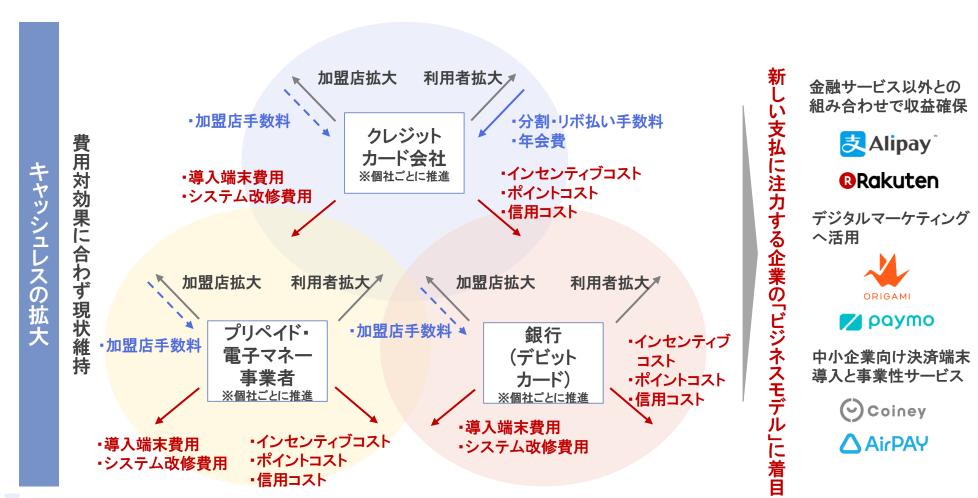
第七回 クレジットカードデータ利用に係るAPI連携に関する検討会キャッシュレス検討資料(多様な支払&データ利活用)

2017年12月11日 株式会社NTTデータ経営研究所 グローバル金融ビジネスユニット

1.現状認識

既存ビジネススキームの限界

日本のキャッシュレス化は、支払サービス提供企業 (クレジットカード会社、プリペイドカード事業社、銀行(デビットカード))が利用者、加盟店を増やして拡大。 加盟店を中心に、費用対効果に見合わないという意見あり。



1.現状認識

利用者が選択する時代 ~高級車と軽自動車~

高級車も軽自動車も、移動手段としては同じ。しかし、利用者ニーズは個別にある。 支払においても同様ではないか?

⇒利用者ニーズに対して、支払の選択肢が限られていないか。課題は何か。

⇒ 加盟店にて低額(5千円以下等)支払では手数料を無料にするモデルや、金額・店の規模に応じた

段階的な手数料のモデルはないか?



価格】・高価

【付加価値】・カーナビ付

【 安 全 性 】・ 全方向エアバッグ

【 許 容 度 】・ ゆったりとしたシート

【維持費】・ハイオク、低燃費自動車税高

【 価 格 】・安価

【付加価値】・基本機能のみ

【 安 全 性 】・ 前面エアバッグ

【許容度】・制限されたスペース

【 維 持 費 】・ レギュラー、高燃費

自動車税低

• 高いシステム・端末

・ 付加価値(ポイント付与)

・問題発生時の対応が十分

・ 高額の取り扱いも可能

・ 高い手数料



基本機能(送金できるだけ)

• 最低限の問題対応

・制限された取扱金額

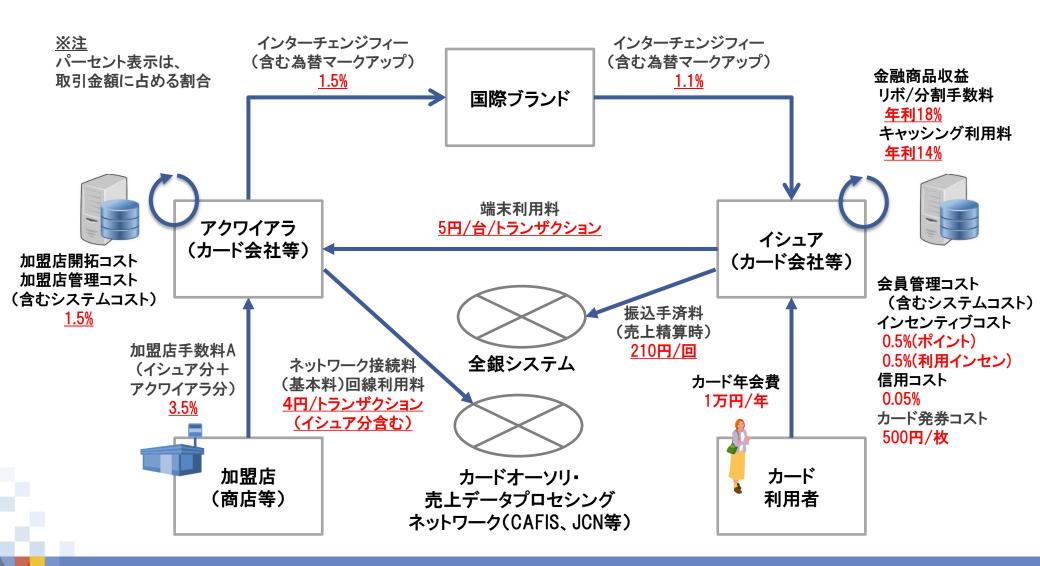
安い手数料(無料を含む)



1.現状認識

現状のカード取引のコスト構造(例)→新しいビジネスモデルの要請

既存カード取引において、各プレイヤーが負担するコスト額・率(例)は、以下の通り。



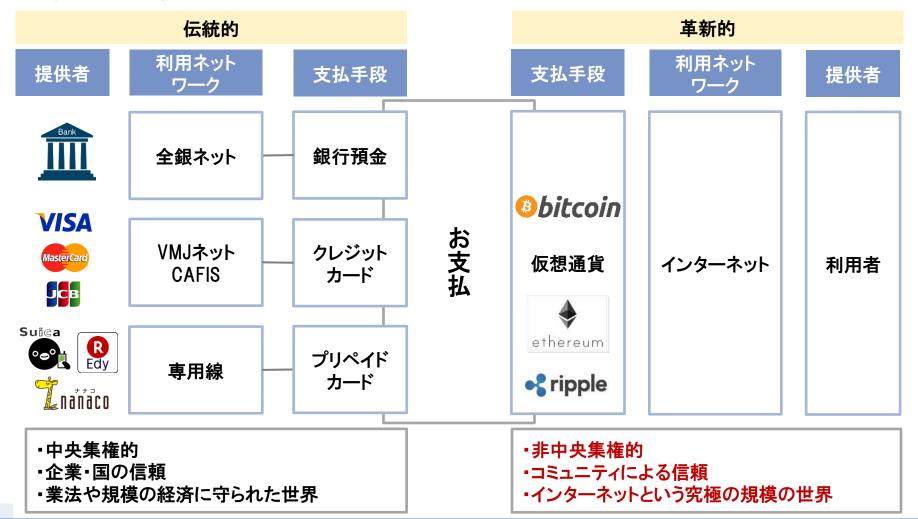
Ⅱ. キャッシュレス文明

デジタル革命に伴う、通貨改革から生まれた「キャッシュレス文明」が興りつつある



||.キャッシュレス文明 仮想通貨の台頭

テクノロジーの進化や、テクノロジー自体が身近になったことで、既存のサービスに満足できない人々が、 自分たちで「勝手に」作り出す動きとして仮想通貨が誕生。法もなくインターネットという究極の規模に どう太刀打ちするか。



11.キャッシュレス文明 仮想通貨の台頭

時代と共に進化

1300種類以上存在 技術応用を含め 8~70兆円規模?

支払の変遷

物々交換 石•貝 紙幣•硬貨

クレジット カード

プリペイド カード 電子マネー

仮想通貨?















テクノロジーの発達

銀行法

日本銀行法

割賦販売法

金融商品取引法

特定商取引法

消費者契約法

犯罪収益移転防止法

新しい ルールの あり方?

資金決済法

景品表示法

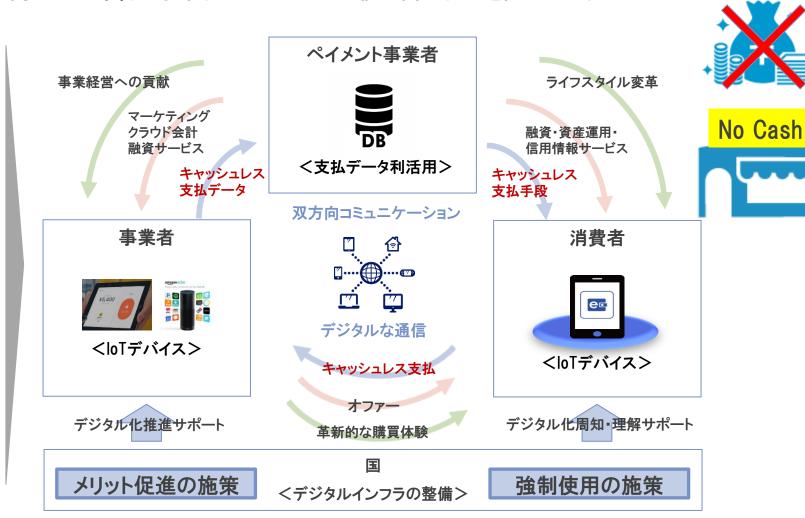
法律の制定

11.キャッシュレス文明

【再掲】目指すべき方向性 キャッシュ・ゼロ社会

デジタルな手段で支払が行われ、そこで生み出されたデータを利活用することによって、それぞれの業界の生産性が向上し、消費者・事業者にとって付加価値の高い社会を実現する。 ・ ・ ・ ・

支払がデジタル化され加盟店・消費者にとって付加価値の高い社会



Ⅲ.キャッシュレス化を進める方策(案) ①「ID払い」の導入

携帯電話番号や国民番号等の「統合ID」と銀行口座番号を結びつけ、送金・支払を実現する 「ID払い」がキャッシュレス社会実現の起爆剤になるとされて各国で取り組みが広がっている。

各国の「ID払い」取り組み状況

							ID種類					
国	施策	開始日	主な狙い	銀行口座	携帯電話番号	国民ID	SNS/MSS APPID	メール アドレス	生体認証 (指紋など)	独自認証コード	参加行	
タイ	PromptPay	2017年 1月	・徴税 ・国際競争力強化 ・社会コスト削減	0	0	0	△ (一部銀行)	_	△ (一部銀行)	_	主要銀行すべて	
シンガポール	PayNow	2017年 7月	・KYC ・イノベーションハブ としての使命	0	0	0	△ (一部銀行)	_	△ (一部銀行)	_	主要7行	
インド	UPI	2016年 4月	・金融包摂・ブラックマネー対策	0	0	0	0	0	0	0	銀行独自GW から徐々に 移行中	
英国	PayM	2014年 4月	・小切手決済の時間 /コスト削減	0	0	_	_	-	_	_	主要9行	
スウェーデン	Swish	2012年 12月	・社会コスト削減	0	0	0	_	_	_	_	主要銀行 すべて	
米国	Zelle	2017年 6月	・「Venmo」など FinTechサービス への対抗	0	0	_	_	0	_	_	主要30行 +信用組合	
日本	携帯電話番号 送金サービス	未定	・顧客の利便性向上	0	0	_	_	_	_	-	未定	

- 海外では単なる顧客利便性の向上にとどまらず、 キャッシュレス化等、広く社会的コストの削減と社 会的サービスの向上を目指している
- シンガポールはID払いの先に、KYC基盤の 構築を 視野に入れている

(図)日経FinTech掲載 NTTデータ経営研究所が作成

- 海外では携帯番号以外の様々なIDの活用も進んでおり、統合IDとして、 幅広い分野で活用されることが想定されている
- 日本でも単なる携帯番号送金にとどまらず、金融分野を超えた総合的な 取り組みとするべく議論が必要である

NTTDaTa

Ⅲ.キャッシュレス化を進める方策(案)

①「ID払い」の導入【参考】IDベースのデータ利活用(個人信用スコア等へ活用)

IDに紐付くビッグデータは、個人信用スコアや相互評価への活用がされるユースケースが認められる。 「個人や、サービス提供者の行動が評価され、良い評価が優遇措置につながる循環」が生まれるとしている。 ⇒「生活総合サービス」の充実を見据えたキャッシュレス化の方策

芝麻信用(zhima credit)



- ・ 利用者の登録基本情報、取引履歴、交友関係等を 元にスコアリングするサービスを提供。
- ・ 点数がよければローンの金利優遇やホテルのデポジット不要など様々な生活サービスでメリットが享受される。
- ・ 電子マネーAlipayを運営するアリババ金融子会社 「蚂蟻金服(Antgroup)」が設立した独立機構



「身分の公開」「人との繋がり」「返済能力」 「信用の歴史」「行動」の5つの要素から 個人の信用力が評価される。



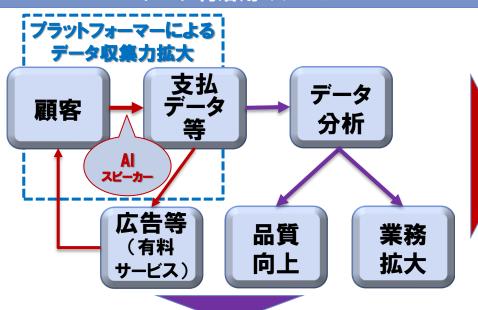
配車サービス、Eコマースなどで優遇措置

Ⅲ.キャッシュレス化を進める方策(案)

②個人が情報をコントロールする権利「データ・ポータビリティ権」

EUではGDPR(General Data Protection Rules: EU一般データ保護法)が成立。データ保護の法制度化と認識。
⇒消費者が抱ぐ「企業のデータ利活用に対する漠然とした不安」の除去も、消費者理解として必要。

データ利活用のプロセス



データ保護の法制度化

2016年6月 EUではGDPR(General Data Protection Rules: EU一般データ保護法)が成立。(2018年5月発効)

新法には、個人情報保護、消費者保護、競争政策上の問題に対して、「データ・ポータビリティ権(個人データを他の事業者に移管することを請求する権利)」という概念が盛り込まれている。

データ・ポータビリティ権とは、"個人がIT事業者等に提供した個人情報は、本人が扱いやすい電子的形式によって取り戻すことができ、他の事業者(プラットフォーム)に移行し乗り換えること

独占禁止法の改定

・データが特定事業者(プラットフォーマー)に集中して、 それ以外の事業者は、データ入手が困難となる ⇒データが業務拡大・効率化等から重要となる中で、 競争が制限されるのは、独占禁止法の問題を生ずる。



2017年6月公正取引委員会においてデータと競争政策に関する(中間報告)が公表

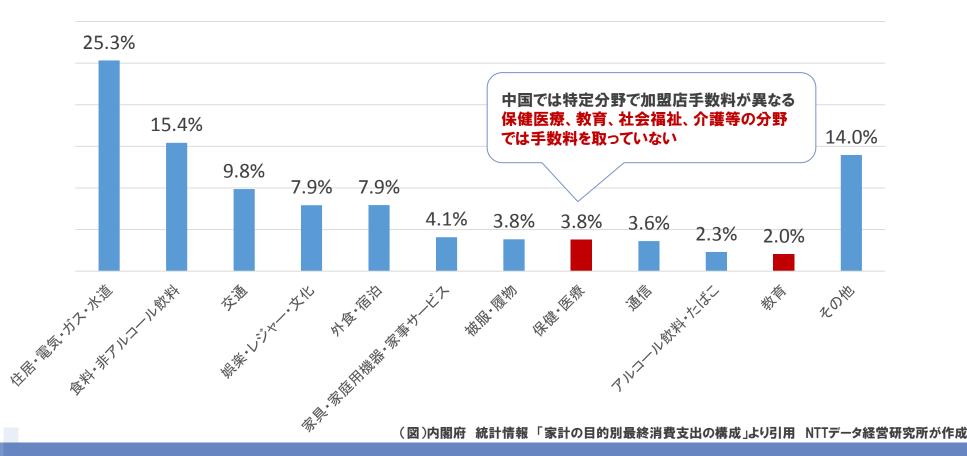
- ⇒ 政策立案、法執行の参考
- ⇒ 経済産業省 情報銀行構想

Ⅲ.キャッシュレス化を進める方策(案) ③特定分野での手数料引き下げ

中国では医療・教育などの特定分野において加盟店手数料の引き下げがなされている

⇒日本では例えば医療保険(高齢者)と教育分野(子育て世代)で消費支出の約6%(約18兆円程度)を 占めている。特定セグメントに絞ってキャッシュレス化を推進することも一案ではないか

日本の消費支出の内訳(2015年)



NTTData

Global IT Innovator